

用途地域及び特定用途制限地域内の建築物の用途制限一覧

用途地域内の建築物の用途制限 ○…建てられる用途 ■…建てられない用途 ■…本市で指定される用途地域 ①、②、③、④、▲面積、階数等の制限あり	用途地域										用途地域の指定のない区域	特定用途制限地域				備考		
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域		工業地域	工業専用地域	幹線道路沿道地区I型	幹線道路沿道地区II型		産業誘導地区	田園居住地区
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	○	③	①:日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。 2階以下。 ②:①に加えて、物品販売店舗、飲料店、積保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業のサービス業用店舗のみ。 2階以下。 ③:2階以下。 ④:物品販売店舗、飲料店を除く。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	○	■	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	○	■	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲:2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
ホテル、旅館	■	■	■	■	①	○	○	○	○	○	○	○	②	②	■	■	①:3,000㎡以下 ②:ラブホテル類を除く	
遊戯・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲:3,000㎡以下
	カラオケボックス等	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲:10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲:10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	■	■	①	○	○	○	○	○	○	②	②	■	■	■	①:客席200㎡未満、②:客席10,000㎡以下
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	■	■	■	■	■	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲:個室付浴場を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲:600㎡以下
	自動車教習場	■	■	■	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①:3,000㎡以下 ②:1,500㎡以下 2階以下
工場・倉庫等	単独自動車車庫(附属車庫を除く)	■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲:300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	②	①:600㎡ 1階以下 ②:3,000㎡以下 2階以下 ③:2階以下
	倉庫業倉庫	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	番舎(15㎡を超えるもの)	■	■	■	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①:3,000㎡以下 ②:1,500㎡以下 2階以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲:原動機の制限あり、2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	①	①	①	②	②	○	○	○	○	②	②	②	②	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	○	○	②	②	②	②	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①:50㎡以下 ②:150㎡以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車修理工場	■	■	■	①	①	②	③	③	○	○	○	○	③	③	③	③	作業場の床面積 ①:50㎡以下 ②:150㎡以下 ③:300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	
	量が少ない施設	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	
	量がやや多い施設	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量が多い施設	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①:1,500㎡以下 2階以下 ②:3,000㎡以下
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要																	

※ 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。